

社会福祉法人養父市社会福祉協議会財政調整基金設置管理規程

平成 16 年 6 月 1 日制定規程第 9 号

(設置の目的)

第 1 条 社会福祉法人養父市社会福祉協議会は、将来にわたり財政の健全な運営と不時の支出に備えるため財政調整基金(以下「基金」という。)を積み立てるものとする。

(積立額等)

第 2 条 前条の規定により基金として積み立てる額は次のとおりとする。

- (1) 一般会計及び他の会計予算に計上した額
- (2) 基金から生じた収入

(管理)

第 3 条 基金は、銀行その他確実な金融機関に預け入れて保管するものとする。

(処分)

第 4 条 基金は次の場合に限り、理事会の議決を得て処分することができる。

- (1) 経済事情の急激な変動等により著しく財源が不足するとき
- (2) 災害により生じた経費の財源に充てるとき
- (3) 緊急に実施する必要がある大きな事業に要する経費の財源が不足するとき
- (4) 事業運営上不可欠の財産の取得等の財源に充てるとき

(補則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。